

◎新潟県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町新谷字宮ノ下579番1から 同郡同町新谷字桂沢山4005番2まで	新	(A) 8.8～19.5メートル	468.1メートル
		(B) 11.5～24.8メートル	459.6メートル
	旧	8.8～19.5メートル	468.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。